

令和8年度 商店街観光連携推進事業<認知度向上型> 実施商店街選定基準

1. 本選定基準について

大阪府商店街観光連携推進事業<認知度向上型>を迅速かつ効果的に実施するため、本事業の事務局仕様書（令和8年4月1日付け商業第 1002 号）別記2の2（2）記載の実施商店街選定基準を定める。

2. 選定基準

次の（1）から（5）のいずれにも該当する商店街等組織（注）であること。

（1）観光資源としての商店街のブランド化・認知度向上に高い意欲をもって取り組むこと

（2）商店街や周辺エリアにおいて、観光客の集客のポテンシャルを有すること

ア 店舗・施設目的に国内外から来客するような店舗・施設を有すること

イ 観光・文化・サブカルチャーなどの観光資源を有すること

（3）商店街の観光・消費需要の取り込みを図るため、地域住民や観光客に向けた自主的な取組み実績を有すること。

（4）府が実施するポータルサイト、SNS での情報発信のための撮影、取材に協力すること

（5）府が実施するデジタルによる周遊イベントの実施において、以下の協力を行うこと

ア 商店街の来街者に対して認知度向上を図るための広報の協力体制を講ずること

イ 商店街での消費を促進するため、周遊イベントと連動して可能な範囲で特典等を付与する店舗（以下「協力店舗」という。）を概ね 5 店舗以上確保し、協力を得ること

※協力店舗数については、商店街の会員店舗総数との比率等も一定考慮する場合がある。

（注） 商店街等組織とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

・商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織

・商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

3. 選定にあたっての留意事項

実施商店街の選定にあたっては、特定のエリア及び特定の団体に加入している商店街等組織に偏ることがないよう留意し、商業団体に加入していない商店街等組織も含めて選定すること。

4. 事業実施商店街に求める責務等

（1）商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること

（2）大阪府商店街観光連携推進事業事務局（以下「事務局」という。）がポータルサイトに商店街の取組や特色等を掲載するにあたり、取材等に対応すること

- (3) 周遊イベント等の開催に伴う以下の事項に積極的に協力すること
 - ① 事務局が制作する広報・啓発素材等（ガイドブック、ポスター等）の商店街内への掲出
 - ② 周遊イベント等の運営に必要な備品が設置できる施設・店舗等の選定
 - ③ 周遊イベント等の参加者に対する特典の提供が可能な店舗の選定
 - ④ その他周遊イベント等の企画・運営に伴う店舗等との連絡調整
- (4) 本事業の情報発信・成果普及の取組みに積極的に協力すること
- (5) 事業実施中、実施後等のアンケート調査などに積極的に協力すること
- (6) その他本事業の趣旨を踏まえて必要な要請について、適宜協力すること